

兵高教組

2025年3月19日

調査情報31号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyoogo-kokyoso.com>

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

政府発表と全教の文科省ヒヤリングから判明

これでは学校が持たない！給特法改正案

給特法改正案は抜本的に変えさせる必要あり

2月7日、政府は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」等の一部を改正する法律案を閣議決定しました。全教（全日本教職員組合）は、法案で見られた課題点を整理し、3月10日、来年度予算案・給特法改定法案について文科省にヒアリングをしました。そこで明らかとなってきた改正案は、ますます学校現場を疲弊させる内容でした。

教職調整額をUPするため、他の手当を削減

改正案は、現時点では、首相出席の本会議で趣旨説明を行った後、委員会審議に入るという重要な法案扱いとなっています。

注目されている教職調整額は、給特法第3条を改定し、段階的に10%まで引き上げるとして、2026年1月から5%とした処遇改善としては重要です。

しかし、財務省が文科省予算の中で実施することを求めていたため、引き上げのための財源は、教職員特有の給与・手当を廃止して充てていくとしています。

- 義務特別手当を1/3縮減（1.5%→1.0%）
- 特別支援学校の調整額を引き下げ
- 担任手当3,000円は、複式学級の他学年学級担当手当廃止で実施
- 特別支援学校・学級には、担任手当は不支給



また、教職調整額の引き上げのための高校教員のための必要額は地方財政で措置されると、すなわち兵庫県立高校の教職員への支給は、毎年、組合と交渉で決まる意味します。

文科省は全教とのヒヤリングで「教諭2級の単価切り下げは考えていない」と発言していますが、守らせるためには運動が必要です。

長時間労働解消への具体的施策はなく、法的拘束力もない

給特法第8条関係「教育委員会における実施の確保のための措置」では、国は教育委員会に以下をしなさいとしています。

- 長時間労働解消のための実施計画の策定・公表・計画
- 実施状況の公表
- 時間外在校等時間縮減の達成状況の到達結果に対する評価

文科省は、超勤縮減が進んでいないと評価された場合でも、「罰則規定があるわけではない」と法改正して終わりでなく達成状況を明確化することで、首長部局等への理解を広げていきたいで留まっています。

結果、国は教育委員会に、長時間勤務削減のための具体的施策を示さず、予算もつけず、人員増もせず、「丸投げ」とした状態です。法的な歯止めもなく、「努力しましたが超勤縮減できませんでした」で済まされることではありません。

長時間労働解消に必要な給特法の抜本的改正には以下3点が必須

- 残業代支給できる法改正で「定額働かせ放題」を解消
- 教職員の基礎定数改善で増員で少人数学級・持ち時間数減
- 教育予算の増額

改正案には教諭と主幹教諭との間に「新たな職（主務教諭）」を新設するとしていますが、超勤解消に繋がるわけではなく、「定額働かせ放題」は変わりません。改正案の問題点など詳細は以下の学習会でおこなわれます。ご覧ください。

日時 3月22日15:00～16:30、学習会「定額働かせ放題ってなに？」
講師 全日本教職員組合書記長 檜原 穀也さん
ZoomID 833 8156 9277 パスコード0322(学校名・お名前を表示ください)

緊急署名で私たちの願いを国会へ！

教員の「働かせ放題」「やりがい搾取」を解決しない、
政府案の給特法“改正”案に私たちは反対します！

要請項目

- 1 給特法そのものを見直し、教員に残業代を支払うよう改めてください
- 2 子どものためにならない「新たな職」の法制化は見送ってください
- 3 教員を増やすことをはじめて考えてください



呼びかけ人
本田由紀(東京大学教授)
高橋哲(大阪大学准教授)
児美川孝一郎(法政大学教授)
油布佐和子(早稲田大学名誉教授)
小玉重夫(東京大学名誉教授)
内田良(名古屋大学教授)
清水睦美(日本女子大学教授)
鈴木大裕(土佐町議会議員)
小国喜弘(東京大学教授)
嶋崎量(弁護士)

西村祐二(岐阜県立高校教諭)
工藤祥子(神奈川過労死等を考える家族の会)

オンライン署名は
こちらから

